

朝倉市広告掲載窓口用封筒寄附の募集要領

[1] 趣旨

朝倉市が交付する各種証明書を持ち帰る際に市民等が利用する広告入りの封筒を作製し、現物納付を希望する事業者を募集するために必要な事項を定めます。

[2] 募集の目的

朝倉市が使用する窓口用封筒について、広告入り封筒の現物納付を受けることにより、住民サービスの向上と広告掲載者の情報発信による地域経済の活性化及び経費削減を図ることを目的とします。

[3] 封筒の仕様

➤ 封筒規格および数量

- ① 角形 20 号又は類似規格封筒で、A4 サイズの用紙が折らずに入るもの
40,000 枚以上
- ② 角形 6 号又は類似規格封筒で、A5 サイズの用紙が折らずに入るもの
5,000 枚以上

➤ 材質

- ①、②ともに、中に入れる書類等の文字が透けて判別できない厚みとします。

[4] 封筒の内容等

1. 封筒には、朝倉市役所の本庁、各支所の郵便番号、住所、電話番号、各種証明書手数料一覧表、窓口での各種お手続きについて案内等を印刷していただきます。※別紙参照
2. 1 枚の封筒に複数の広告を掲載することは可能とします。
3. 封筒に広告を掲載するとともに、「この封筒は広告主の協賛により寄贈されたものです。この広告に関するお問い合わせは〇〇〇（寄附者名及び電話番号）まで。当封筒は 2026 年 10 月末日現在の情報です。あらかじめご了承ください。」と表示してください。
4. 使用期間を表示してください。
5. 色・デザイン・レイアウト等については、別途協議します。

[5] 封筒の設置場所及び納付期間

➤ 場所：朝倉市本庁 1 階市民課、朝倉支所及び杷木支所 1 階市民窓口係

➤ 期間：令和 8 年 11 月 1 日（日）から令和 9 年 10 月 31 日（日）までの 1 年間

※協議のうえ、使用期間を変更する場合があります。

※広告掲載企業の募集状況により使用開始日を調整する場合は協議可能とします。

[6] 応募資格

1. 封筒の寄附を希望する者で、「朝倉市広告掲載取扱要綱」、「朝倉市広告掲載基準」及び「朝倉市広告掲載物品等の寄附に関する要領」を遵守する者
2. 封筒の寄附を希望する者で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のある者は、募集資格がない者とする

[7] 募集期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月12日（金）まで（必着）

[8] 提出書類

1. 広告掲載物品等寄附申込書（様式第1号）
2. 企画提案書（朝倉市内事業者の優先的掲載への考え方、業務実施体制、納付までのスケジュール、広告の募集方法、自社の広告掲載基準等）※任意様式
3. 寄附を希望する者が法人の場合は会社の登記簿謄本、個人事業主の場合は身分証明書（提出期限前過去3ヶ月以内のもの）
4. 役員等調書及び照会承諾書（広告掲載物品等、寄附者用）※法人、個人事業主とも
5. 会社概要
6. 寄附を希望する者の納税証明書又は完納証明書（提出期限前過去3か月以内のもの、市外の者については所在地における納税証明書又は完納証明書）
7. 完成封筒の見本

[9] 応募方法等

申込書に必要事項を記入し、下記まで持参又は郵便（必着）にて提出してください。

➤ 提出期限

令和8年6月12日（金）まで（必着）

➤ 提出場所

〒838-8601 福岡県朝倉市甘木 232 番地 1 朝倉市役所 市民課
電話 0946-22-1111（内線 1302）

➤ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土曜日曜を除く平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※ファックスやメールによる提出は受理いたしません。

[10] 決定方法等

2 者以上の応募があった場合には、募集の最低数量を寄附できる者で、朝倉市が設定した単価を寄附の数量（追加寄附分を含む）に乘じ、その額の多い提示をした者に決定します。また、2 者以上が同数の寄附の数量を提示した場合は、抽選とさせていただきます場合があります。

【朝倉市が設定した単価（1 枚あたり、税込）】

- ① 角形 20 号 9.24 円
- ② 角形 6 号 6.54 円

[11] 協定書の締結

寄附の決定を通知した日から 7 日以内に別途協定書を取り交わします。

[12] 事前協議

1. 広告内容は、「朝倉市広告掲載取扱要綱」、「朝倉市広告掲載基準」及び「朝倉市広告掲載物品等の寄附に関する要領」に従ってください。また、個人の氏名広告は掲載しません。
2. 寄附決定者は、広告主を選定した後、広告主選定及び広告内容の可否について、朝倉市市民課と協議してください。あわせて広告主から承諾書（以下、詳細）を受領し、提出してください。なお、提出された申込書の内容によっては、広告主選定の拒否や広告内容の修正をする場合があります、これに従っていただけない場合は、協定を解除いたします。朝倉市作成の承諾書（誓約書）の様式については、協定書締結後、朝倉市から寄附決定者へ配布を行います。
3. 寄附決定者が封筒を印刷発注したときは、校正の段階で校正原稿を確認させていただきます。
4. 協定期間中に広告内容を変更したい場合も上記 1～3 と同様とします。

[13] 納品

各封筒ともに 100 枚単位（100 枚が確認できる状態）とし、500 枚で 1 箱に梱包し、令和 8 年 11 月 1 日（日）から利用出来るよう朝倉市本庁 1 階市民課、朝倉支所及び杷木支所 1 階市民窓口係へ納品してください。

その後は必要部数を随時納付いただきます。詳細については、寄附決定者と打ち合わせを行います。

[14] 留意事項

1. 朝倉市広告掲載取扱要綱、朝倉市広告掲載基準及び朝倉市広告掲載物品等の寄附に関

する要領を確認のうえご応募ください。この要領に適合しないもの、又は虚偽の内容が記載されているものは失格とします。

2. 結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
3. 提出に要する費用は応募者負担とし、また協定締結後、作成に要するすべての費用（企画、広告募集、デザイン編集、印刷・製本、保管、配送等、協定終了後の封筒残の返却費用など）は、事業者が獲得する広告収入により賄うこととし、市の費用負担は一切生じないものとします。
4. 提出された書類は原則として返却いたしません。
5. 協定締結後、広告主が「朝倉市広告掲載取扱要綱」、「朝倉市広告掲載基準」及び「朝倉市広告掲載物品等の寄附に関する要領」に違反したとき、あるいは違反していたことが判明したときは協定を解除する場合があります。この場合に生じる損害は、すべて寄附決定者の責任において解決していただきます。

朝倉市広告掲載窓口用封筒の募集要領（別紙）

封筒の内容等について

[1] 朝倉市役所の本庁、各支所の郵便番号、住所、電話番号

➤ 本庁（市民課）

〒838-8601 福岡県朝倉市甘木 232 番地 1

TEL.0946（22）1111（代）

➤ 朝倉支所（市民窓口係）

〒838-1398 福岡県朝倉市宮野 2046 番地 1

➤ 杷木支所（市民窓口係）

〒838-1592 福岡県朝倉市杷木池田 483 番地 1

[2] 各種証明書手数料一覧表

➤ 市民課関係手数料一覧表

戸籍の謄抄本（全部・個人・一部事項証明） 1通 450円

除かれた戸籍の謄抄本（全部・個人・一部事項証明） 1通 750円

戸籍附票 1通 300円

身分証明 1通 300円

受理証明 1通 350円

住民票 1通 300円

住民票記載事項証明 1通 300円

マイナンバーカード再交付 1枚 800円

公的個人認証（電子証明書の再発行） 1件 200円

諸証明 1件 300円

印鑑登録証の交付 1件 300円

印鑑証明 1件 300円

※マイナンバーカードをお持ちの場合、住民票及び印鑑証明書は、コンビニでも発行できます。

※窓口では申請の際に本人確認をおこないますので、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。

➤ 税務課関係手数料一覧表

納税証明書、所得・課税証明書 1枚 300円（車検用納税証明書は無料）

資産証明書、評価証明書、公課証明書 1枚 300円（2枚目以降 100円／枚追加）

台帳閲覧 10件 300円

名寄帳の写し、地番図の写し、その他の写し 1枚 200円

その他の証明 1枚 300円

住宅用家屋証明書 1枚 1,300円

[3] 窓口での各種お手続きについて

区分	国民健康保険証	年金手帳 または 基礎年金番号 通知書	年金証書	母子健康手帳	介護保険証 後期高齢者医療証 子ども医療証 障害者医療証 ひとり親医療証	印鑑登録証	マイナンバー カード 住基カード	その他	届出期間
出生届				○			○	出生証明書	14日以内
死亡届	(死亡の手続については、届出時にご案内します)							死亡診断書	7日以内
転入届		○					○	転出証明書	14日以内
転出届	○				○	○	○	新住所地	14日以内
転居届	○	○			○		○	新住所地	14日以内
世帯主変更	○				○		○		14日以内
国民健康保険	加入				○		○ (注)		14日以内
		資格喪失証明書							
国民健康保険	脱退	○			○		○ (注)		14日以内
		新しい健康保険の加入日等 が分かるもの							
国民年金	加入		○				○ (注)		14日以内
		資格喪失証明書（離職票）							

すべての手続で、ご本人確認できるものが必要です。本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。

(注) 氏名・住所等記載事項に変更がないまたは正しく変更手続がとられている通知カードであれば引き続き使用可。